

クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十三号

クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第一条 クリーニング業法施行細則(昭和二十五年広島県規則第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(営業者の届出)</p> <p>第三条 省令第一条の三第一項の規定による開設の届出は、別記様式第一号による届出書に次の各号に掲げる書面を添付して行わなければならない。</p> <p>一 施設付近の見取図及び施設平面図</p> <p>二 従事クリーニング師のクリーニング師免許証の写し</p> <p>三 営業者が法人の場合は登記事項証明書</p> <p>2 省令第一条の三第二項の規定による営業の届出は、別記様式第二号による届出書に次の各号に掲げる書面を添付して行わなければならない。</p> <p>一 車両保管場所付近の見取図</p> <p>二 従事クリーニング師のクリーニング師免許証の写し</p> <p>三 営業者が法人の場合は登記事項証明書</p> <p>3 省令第一条の三第三項の規定による変更及び廃止の届出は、別記様式第三号による届出書に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面を添付して行わなければならない。</p> <p>一 構造設備の変更の場合 当該変更に係る関係図面</p> <p>二 クリーニング所の廃止の場合 次条に規定する確認証</p> <p>三 新たなクリーニング師を雇用した場合 クリーニング師免許証の写し</p> <p>四 営業者が法人の場合 登記事項証明書(法人の主たる事務所の所在地及び名称の変更の場合に限る。)</p> | <p>(営業者の届出)</p> <p>第三条 省令第一条の三第一項の規定による開設の届出は、別記様式第一号による届出書に施設付近の見取図及び施設平面図を添付して行わなければならない。この場合において、営業の譲渡(個人間の譲渡を除く。)による開設の届出にあつては、営業を譲り受けたことを証する書類を添付しなければならない。</p> <p>2 省令第一条の三第二項の規定による営業の届出は、別記様式第二号による届出書に車両保管場所付近の見取図を添付して行わなければならない。この場合において、営業の譲渡(個人間の譲渡を除く。)による営業の届出にあつては、営業を譲り受けたことを証する書類を添付しなければならない。</p> <p>3 省令第一条の三第三項の規定による変更及び廃止の届出は、別記様式第三号による届出書に、構造設備の変更の場合は当該変更に係る関係図面を、クリーニング所の廃止の場合には次条に規定する確認証を添付して行わなければならない。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>4 省令第二条の二第一項の規定による譲渡による営業者の地位の承継の届出は、別記様式第四号による届出書に法人の登記事項証明書（法人が届出者となる場合に限る。）を添付して行わなければならない。</p> <p>5 省令第二条の三第一項の規定による相続による営業者の地位の承継の届出は、別記様式第五号による。</p> <p>6 省令第二条の四第一項又は第二条の五第一項の規定による合併又は分割による営業者の地位の承継の届出は、別記様式第六号による。</p> <p>7 条例第二項第十四号の規定による届出は、別記様式第七号による。</p> <p>(確認証)</p> <p>第四条 知事は、法第五条の二の規定による確認をしたときは、別記様式第八号による確認証を交付する。</p> <p>(受験願書)</p> <p>第六条 省令第三条の規定による受験願書は、別記様式第九号による。</p> <p>2 (略)</p> <p>第九条 省令第四条の規定による申請書は、別記様式第十号による。</p> <p>(免許証再交付申請書)</p> <p>第十条 省令第六条第一項の規定による免許証の再交付申請書は、別記様式第十一号による。</p> <p>(免許証の訂正申請書)</p> <p>第十一条 省令第八条の規定による申請は、別記様式第十二号による申請書に戸籍謄本又は抄本を添付して行わなければならない。</p> <p>(登録の抹消申請書等)</p> <p>第十二条 省令第十条第一項の規定によるクリーニング師の登録抹消の申請は、別記様式第十三号によるものとする。</p> <p>2 省令第九条及び省令第十条第二項の規定により、免許証を返納する場合は、別記様式第十四号による返納書を提出するものとする。</p> | <p>4 省令第二条の二第一項の規定による相続による営業者の地位の承継の届出は、別記様式第四号による。</p> <p>5 省令第二条の三第一項又は第二条の四第一項の規定による合併又は分割による営業者の地位の承継の届出は、別記様式第五号による。</p> <p>6 条例第二項第十四号の規定による届出は、別記様式第六号による。</p> <p>(確認証)</p> <p>第四条 知事は、法第五条の二の規定による確認をしたときは、別記様式第七号による確認証を交付する。</p> <p>(受験願書)</p> <p>第六条 省令第三条の規定による受験願書は、別記様式第八号による。</p> <p>2 (略)</p> <p>第九条 省令第四条の規定による申請書は、別記様式第九号による。</p> <p>(免許証再交付申請書)</p> <p>第十条 省令第六条第一項の規定による免許証の再交付申請書は、別記様式第十号による。</p> <p>(免許証の訂正申請書)</p> <p>第十一条 省令第八条の規定による申請は、別記様式第十一号による申請書に戸籍謄本又は抄本を添付して行わなければならない。</p> <p>(登録の抹消申請書等)</p> <p>第十二条 省令第十条第一項の規定によるクリーニング師の登録抹消の申請は、別記様式第十二号によるものとする。</p> <p>2 省令第九条及び省令第十条第二項の規定により、免許証を返納する場合は、別記様式第十三号による返納書を提出するものとする。</p> |
|--|--|

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号（第3条関係）

(表)

(略)

クリーニング所開設届
(略)

| | | | | |
|---|-----|-----|-----|-----|
| (略) | | | | |
| ニ 従 事 ク リ ー ン グ 師 | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 従 事 者 数 | (略) | (略) | | |
| ク リ ー ン グ 所 の 種 別 | (略) | | | |
| | | | | |

- 添付書類 1 (略)
 2 従事クリーニング師のクリーニング師免許証の写し
 3 営業者が法人の場合は、登記事項証明書
 4 (略)

- 注 1 (略)
 2 (略)
 3 (略)

改正前

別記様式第1号（第3条関係）

(表)

(略)

クリーニング所開設届
(略)

| | | | | |
|--|-----|-----|-----|-----|
| (略) | | | | |
| ニ 従 事 ク リ ー ン グ 師 ※ | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 従 事 者 数 ※ | (略) | (略) | | |
| ク リ ー ン グ 所 の 種 別 ※ | (略) | | | |
| 営業の譲渡者の署名（営業の譲渡の場合。営業の譲渡を証する書類がある場合は不要） | | | | |

- 添付書類 1 (略)
 2 (略)
 3 営業を譲り受けた場合にあつては、これを証する書類（個人間の営業の譲渡を除く。）

- 注 1 従事クリーニング師については、クリーニング師免許証の原本の確認を受けること。ただし、生前贈与を含む営業の譲渡の場合であつて、クリーニング師に変更がないときは、クリーニング師免許証の原本の確認を省略できる。
 2 (略)
 3 法人の場合は、登記事項証明書の原本の確認を受けること。
 4 (略)
 5 生前贈与を含む営業の譲渡の場合、上記1の添付書類及び※欄の事項のうち変更等がない事項については、添付及び記載を省略できる。
 6 (略)

(裏)
クリーニング所の概要
(略)

(裏)
クリーニング所の概要※
(略)

様式第2号 (第3条関係)

| | | | | |
|---|-----|-----|-----|-----|
| 無店舗取次店営業届 (略) | | | | |
| (略) | | | | |
| 営業区域 | | (略) | | |
| (略) | | | | |
| ニ 従 事 ク リ ン グ 師 ！ | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 従事者数 | | (略) | (略) | |
| 無店舗取次店の種別 | | (略) | | |
| | | | | |
| 添付書類 1・2 (略) | | | | |
| 3 従事クリーニング師のクリーニング師免許証の写し | | | | |
| 4 営業者が法人の場合は、登記事項証明書 | | | | |
| 5 (略) | | | | |
| 注 1 (略) | | | | |
| 2 (略) | | | | |
| 3 (略) | | | | |

様式第2号 (第3条関係)

| | | | | |
|--|-----|-----|-----|-----|
| 無店舗取次店営業届 (略) | | | | |
| (略) | | | | |
| 営業区域※ | | (略) | | |
| (略) | | | | |
| ニ 従 事 ク リ ン グ 師 ！ ※ | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 従事者数※ | | (略) | (略) | |
| 無店舗取次店の種別※ | | (略) | | |
| 営業の譲渡者の署名(営業の譲渡の場合。営業の譲渡を証する書類がある場合は不要) | | | | |
| 添付書類 1・2 (略) | | | | |
| 3 (略) | | | | |
| 4 営業を譲り受けた場合にあつては、これを証する書類(個人間の営業の譲渡を除く。) | | | | |
| 注 1 従事クリーニング師については、クリーニング師免許証の原本の確認を受けること。ただし、生前贈与を含む営業の譲渡の場合であつて、クリーニング師に変更がないときは、クリーニング師免許証の原本の確認を省略できる。 | | | | |
| 2 (略) | | | | |
| 3 法人の場合は、登記事項証明書の原本の確認を受けること。 | | | | |
| 4 (略) | | | | |
| 5 生前贈与を含む営業の譲渡の場合、上記1、2の添付書類及び※欄の事項のうち変更等がない事項については、添付及び記載を省略できる。 | | | | |
| 6 (略) | | | | |

様式第3号 (第3条関係)

| |
|---|
| 開設届出事項変更 クリーニング所等 営業届出事項変更 届 廃 止 (略) |
| (略) |

- 添付書類 1 (略)
2 新たなクリーニング師を雇用した場合は、クリーニング師免許証の写し
3 法人の主たる事務所の所在地及び名称の変更の場合は、登記事項証明書
4 (略)

注 1・2 (略)

様式第5号—様式第14号 (略)

様式第3号 (第3条関係)

| |
|---|
| 開設届出事項変更 クリーニング所等 営業届出事項変更 届 廃 止 (略) |
| (略) |

- 添付書類 1 (略)
2 (略)

- 注 1 新たなクリーニング師を雇用した場合は、クリーニング師免許証の原本の確認
を受けること。
2 法人の主たる事務所の所在地及び名称の変更の場合は、登記事項証明書の原本
の確認を受けること。
3・4 (略)

様式第4号—様式第13号 (略)

別記様式第三号の次に次の一様式を加える。

様式第4号(第3条関係)

クリーニング所等営業者承継届(譲渡)

年 月 日

広島県知事様

郵便番号

住所

届出者(譲受人) 電話番号

氏名

生年月日

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

次のとおりクリーニング所又は無店舗取次店の営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

| | | |
|----------------|---------------------------------------|------------------|
| クリーニング所 | 名 称 | |
| | 所 在 地 | |
| | 確 認 番 号 及 び 確 認 年 月 日 | 指 令 第 号 年 月 日 |
| 無店舗取次店 | 名 称 | |
| | 業務用車両の登録 番号又は車両番号 | |
| | 車 両 の 保 管 場 所 | 〒 ー |
| | 届 出 年 月 日 | 年 月 日 |
| 営 業 の 譲 渡 人 | 氏 名 (法人にあつては、 その名称及び代表者 の氏名) | |
| | 住 所 (法人にあつては、 主たる事務所の所在 地) | |
| 譲 渡 の 年 月 日 | | 年 月 日 |

- 添付書類
- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
 - 2 法人が届出者となる場合は、法人の登記事項証明書
 - 3 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - (3) 従事者数
 - (4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第二条 食品衛生法施行細則(昭和三十二年広島県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(承継届) 第十三条 省令第六十七条の二から第七十条までの規定による知事に対する届出は、別記様式第八号によらなければならない。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(承継届) 第十三条 省令第六十八条から第七十条までの規定による知事に対する届出は、別記様式第八号によらなければならない。</p> <p>2 (略)</p> |

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第4号（第8条関係）
（表面）（略）

| | |
|------|--|
| （裏面） | |
| （略） | |
| 添付書類 | <input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面 <input type="checkbox"/> |
| | <input type="checkbox"/> （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果 <input type="checkbox"/> |
| | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| （略） | |

注（略）

改正前

様式第4号（第8条関係）
（表面）（略）

| | |
|------|--|
| （裏面） | |
| （略） | |
| 添付書類 | <input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面（事業譲渡の場合は省略可） <input type="checkbox"/> |
| | <input type="checkbox"/> （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果 <input type="checkbox"/> |
| | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| 事業譲渡 | 営業を譲り受けたことを証する旨 |
| | （略） |

注（略）

別記様式第八号を次のように改める。

様式第8号 (第13条関係)

(表面)

| | | | |
|--|---|--------------|-------------|
| 年 月 日 | | 整理番号： | |
| 保健所長 様 | | ※届出者による記載は不要 | |
| 地 位 承 継 届 | | | |
| 次のとおり、許可営業者の地位を承継（譲渡・相続・合併・分割）したので、食品衛生法（第56条第2項・第57条第2項）の規定に基づき届け出ます。 | | | |
| 地位を承継する者の情報 | 郵便番号： | 電話番号： | FAX 番号： |
| | 電子メールアドレス： | | 法人番号： |
| | 届出者住所 ※法人にあつては、所在地 | | |
| | (ふりがな) | | 生年月日 年 月 日生 |
| | 届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 | | 被相続人との続柄 |
| 譲渡した者 | 郵便番号： | 電話番号： | FAX 番号： |
| | 電子メールアドレス： | | 法人番号： |
| | 譲渡した者の氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名） | (ふりがな) | |
| | 譲渡した者の住所（法人にあつてはその所在地） | | |
| | 譲渡年月日 | 年 月 日 | |
| 添付書類 | <input type="checkbox"/> 譲渡が行われたことを証する書類（譲渡契約書の写し等） | | |
| 被相続人 | 郵便番号： | 電話番号： | FAX 番号： |
| | 電子メールアドレス： | | 法人番号： |
| | 被相続人の氏名 | (ふりがな) | |
| | 被相続人の住所 | | |
| | 相続開始年月日 | 年 月 日 | |
| 添付書類 | <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の写し <input type="checkbox"/> 同意書（相続人が二人以上いる場合） | | |
| 合併により消滅した法人 | 郵便番号： | 電話番号： | FAX 番号： |
| | 電子メールアドレス： | | 法人番号： |
| | 合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名 | (ふりがな) | |
| | 合併により消滅した法人の所在地 | | |
| | 合併年月日 | 年 月 日 | |
| 添付書類 | <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書） | | |
| 分割前の法人 | 郵便番号： | 電話番号： | FAX 番号： |
| | 電子メールアドレス： | | 法人番号： |
| | 分割前の法人の名称及び代表者の氏名 | (ふりがな) | |
| | 分割前の法人の所在地 | | |
| | 分割年月日 | 年 月 日 | |
| 添付書類 | <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（分割により営業を承継した法人の登記事項証明書） | | |

(裏面)

| | | | |
|--|--|--|---------|
| 営業 施設 情報 | 郵便番号： | 電話番号： | FAX 番号： |
| | 電子メールアドレス： | | |
| | 施設の所在地（自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号） | | |
| | (ふりがな) | | |
| | 施設の名称、屋号又は商号 | | |
| | 許可の番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入 | 営業の種類 | 備考 |
| | 番号 年 月 日 | | |
| 番号 年 月 日 | | | |
| 番号 年 月 日 | | | |
| 営業 施設 情報 | 郵便番号： | 電話番号： | FAX 番号： |
| | 電子メールアドレス： | | |
| | 施設の所在地（自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号） | | |
| | (ふりがな) | | |
| | 施設の名称、屋号又は商号 | | |
| | 許可の番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入 | 営業の種類 | 備考 |
| | 番号 年 月 日 | | |
| 番号 年 月 日 | | | |
| 番号 年 月 日 | | | |
| 営業 施設 情報 | 郵便番号： | 電話番号： | FAX 番号： |
| | 電子メールアドレス： | | |
| | 施設の所在地（自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号） | | |
| | (ふりがな) | | |
| | 施設の名称、屋号又は商号 | | |
| | 許可の番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入 | 営業の種類 | 備考 |
| | 番号 年 月 日 | | |
| 番号 年 月 日 | | | |
| 番号 年 月 日 | | | |
| 備考 | 食品衛生申請等システムへの登録についての同意 <input type="checkbox"/> | | |
| | オープンデータとしての公開について | | |
| | 申請者氏名 | <input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 | |
| | 申請者住所 | <input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 | |
| | 施設の名称、屋号又は商号 | <input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 | |
| | 施設の所在地 | <input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 | |
| 施設の電話番号 | <input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 | | |
| ※施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。 | | | |

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(理容師法施行細則の一部改正)

第三条 理容師法施行細則(昭和三十三年広島県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(届出書の様式) 第四条 (略) 2 (略) 一・二 (略) 三 省令第二十條の二の規定による譲渡による理容所の開設者の地位の承継の届出書 別記様式第七号 四 省令第二十一條第一項の規定による相続による理容所の開設者の地位の承継の届出書 別記様式第八号 五 省令第二十二條第一項又は第二十二條の二第一項の規定による合併又は分割による理容所の開設者の地位の承継の届出書 別記様式第九号</p> <p>(届出書の添付書類) 第五条 (略) 一 前条第二項第一号の開設の届出書 施設の付近の見取図、施設の平面図、理容師免許証の写し又は理容師免許証明書及び法人が開設者となる場合にあつては登記事項証明書 二 前条第二項第二号の開設届出事項変更の届出書 構造設備の変更の場合にあつては変更前及び変更後の施設の平面図、理容師を雇入れた場合にあつては当該理容師の免許証の写し又は免許証明書、法人が届出者の場合にあつては登記事項証明書(主たる事務所の所在地、名称又は代表の変更の場合に限る。)</p> | <p>(届出書の様式) 第四条 (略) 2 (略) 一・二 (略) 三 省令第二十一條第一項の規定による相続による理容所の開設者の地位の承継の届出書 別記様式第七号 四 省令第二十二條第一項又は第二十二條の二第一項の規定による合併又は分割による理容所の開設者の地位の承継の届出書 別記様式第八号</p> <p>(届出書の添付書類) 第五条 (略) 一 前条第二項第一号の開設の届出書 施設の付近の見取図及び施設の平面図。営業の譲渡(個人間の譲渡を除く。)による場合にあつては、営業を譲り受けたことを証する書類 二 前条第二項第二号の開設届出事項変更の届出書 構造設備の変更の場合にあつては、変更前及び変更後の施設の平面図</p> <p>(書類の経由) 第六条 第四條第一項第一号の規定による書類は、届出者の業務地(業務地がないときは、住所)を管轄する保健所の長を経由して、知事に提出するものとする。</p> |

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第5号 (第4条関係)

| | | | | | |
|--|-----|---|-----|-----|-----|
| (表) | | | | | |
| | | | | | (略) |
| 理容所開設届 | | | | | |
| (略) | | | | | |
| 理容所の所在地 | | 電話番号() - ※施設の電話番号は、情報公開の対象です。 個人の携帯電話番号等を併用している場合は 御注意ください。 | | | |
| (略) | | | | | |
| 管 理 容 師 | (略) | (略) | | | |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 理 容 師 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 理 容 師 以 外 の 従 業 員 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | | | | | |
| 美容所の名称 (理容師法施行規則第19条第1項第8号に規定する場合) | | (略) | | | |
| 美容所の開設予定年月日 (理容師法施行規則第19条第1項第9号に規定する場合) | | (略) | | | |
| | | | | | |

改正前

様式第5号 (第4条関係)

| | | | | | |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| (表) | | | | | |
| | | | | | (略) |
| 理容所開設届 | | | | | |
| (略) | | | | | |
| 理容所の所在地 | | | | | |
| (略) | | | | | |
| 管 理 容 師 | (略) | (略) | | | |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 理 容 師 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 理 容 師 以 外 の 従 業 員 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | | | | | |
| 美容所の名称※ (理容師法施行規則第19条第1項第8号に規定する場合) | | (略) | | | |
| 美容所の開設予定年月日※ (理容師法施行規則第19条第1項第9号に規定する場合) | | (略) | | | |
| 営業の譲渡者の署名 (営業の譲渡の場合。営業の譲渡を証する書類がある場合は不要) | | | | | |

- 添付書類 1 (略)
2 理容師につき、結核及び感染性の皮膚疾患の有無に関する医師の診断書及び理容師免許証の写し又は理容師免許証明書
3 (略)
4 法人が開設者となる場合は、登記事項証明書
5 (略)

注 1 (略)

2・3 (略)

(裏)

理容所の概要

(略)

- 添付書類 1 (略)
2 理容師につき、結核及び感染性の皮膚疾患の有無に関する医師の診断書
3 (略)
4 (略)
5 営業を譲り受けた場合にあつては、これを証する書類（個人間の営業の譲渡を除く。）

注 1 理容師につき、理容師免許証又は理容師免許証明書の原本の確認を受けること。ただし、生前贈与を含む営業の譲渡の場合であつて、理容師に変更がないときは、理容師免許証等の原本の確認を省略できる。

2 法人が開設者となる場合は、登記事項証明書の原本の確認を受けること。

3 (略)

4 生前贈与を含む営業の譲渡の場合、上記1から3までの添付書類及び※欄の事項のうち変更等がない事項については、添付及び記載を省略できる。

5・6 (略)

(裏)

理容所の概要※

(略)

様式第6号 (第4条関係)

理容所開設届出事項変更届

(略)

(略)

- 添付書類
- 1 当該理容師の免許証の写し又は免許証明書（理容師を雇入れした場合）
 - 2 (略)
 - 3 登記事項証明書（法人の主たる事務所の所在地、名称又は代表者の変更の場合）
 - 4 結核及び感染性の皮膚疾患の有無に関する医師の診断書
（理容師を雇い入れ、又は当該疾病にり患し、若しくは治癒した
場合）
 - 5 (略)

注 (略)

様式第8号・様式第9号 (略)

様式第6号 (第4条関係)

理容所開設届出事項変更届

(略)

(略)

添付書類 1 (略)

- 2 結核又は感染性の皮膚疾患の有無に関する医師の診断書
（理容師を雇い入れ、又は当該疾病にり患し、若しくは治癒した
場合）
- 3 (略)

注

- 1 理容師を雇入れした場合は、当該理容師の免許証又は免許証明書の
原本の確認を受けること。
- 2 法人の主たる事務所の所在地、名称又は代表者の変更の場合は、登記
事項証明書の原本の確認を受けること。
- 3 (略)

様式第7号・様式第8号 (略)

別記様式第六号の次に次の一様式を加える。

様式第7号（第4条関係）

理容所開設者承継届（譲渡）

年 月 日

広島県知事様

届出者（譲受人）

郵便番号

住 所

電話番号

氏 名

生年月日

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり理容所の開設者の地位を承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

| | | |
|---------------------|---------------------------------------|----------------|
| 理 容 所 | 名 称 | |
| | 所 在 地 | |
| | 確認番号及び 確認年月日 | 指令第 号 年 月 日 |
| 営 業 の 譲 渡 の 人 | 氏 名 (法人にあつては、 その名称及び代表 者の氏名) | |
| | 住 所 (法人にあつては、 主たる事務所の所 在地) | |
| 譲 渡 の 年 月 日 | | 年 月 日 |

- 添付書類 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
2 届出者が法人となる場合は、法人の登記事項証明書
3 届出者が外国人となる場合は、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

- 注 1 不用の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(美容師法施行細則の一部改正)

第四条 美容師法施行細則(昭和三十三年広島県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(届出書の様式) 第四条 (略) 2 (略) 一・二 (略) 三 省令第二十条の二第一項の規定による譲渡による美容所の開設者の地位の承継の届出書 別記様式第七号 四 省令第二十一条第一項の規定による相続による美容所の開設者の地位の承継の届出書 別記様式第八号 五 省令第二十二条第一項又は第二十二条の二第一項の規定による合併又は分割による美容所の開設者の地位の承継の届出書 別記様式第九号</p> <p>(届出書の添付書類) 第五条 (略) 一 前条第二項第一号の開設の届出書 施設の付近の見取図、施設の平面図、美容師免許証の写し又は美容師免許証明書及び法人が開設者となる場合にあつては登記事項証明書 二 前条第二項第二号の開設届出事項変更の届出書 構造設備の変更の場合にあつては変更前及び変更後の施設の平面図、美容師を雇入れた場合にあつては当該美容師の免許証の写し又は免許証明書、法人が届出者となる場合にあつては登記事項証明書(主たる事務所の所在地、名称又は代表の変更をする場合に限る。) 三 前条第二項第三号の開設者の地位の承継の届出書 法人が届出者となる場合にあつては登記事項証明書</p> | <p>(届出書の様式) 第四条 (略) 2 (略) 一・二 (略) 三 省令第二十一条第一項の規定による相続による美容所の開設者の地位の承継の届出書 別記様式第七号 四 省令第二十二条第一項又は第二十二条の二第一項の規定による合併又は分割による美容所の開設者の地位の承継の届出書 別記様式第八号</p> <p>(届出書の添付書類) 第五条 (略) 一 前条第二項第一号の開設の届出書 施設の付近の見取図及び施設の平面図。営業の譲渡(個人間の譲渡を除く。)による場合にあつては、営業を譲り受けたことを証する書類 二 前条第二項第二号の開設届出事項変更の届出書 構造設備の変更の場合にあつては、変更前及び変更後の施設の平面図</p> <p>(書類の經由) 第六条 第四条第一項第一号の規定による書類は、届出者の業務地(業務地がないときは、住所地)を管轄する保健所の長を経由して、知事に提出するものとする。</p> |

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第5号 (第4条関係)

| | | | | | |
|--|-----|---|-----|-----|-----|
| (表) | | | | | |
| (略) | | | | | |
| 美容所開設届 (略) | | | | | |
| (略) | | | | | |
| 美容所の所在地 | | 電話番号() - ※施設の電話番号は、情報公開の対象です。 個人の携帯電話番号等を併用している場合は 御注意ください。 | | | |
| (略) | | | | | |
| 管 理 美 容 師 | (略) | (略) | | | |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 美 容 師 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 美 容 師 以 外 の 従 業 員 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | | | | | |
| 理 容 所 の 名 称 (美容師法施行規則第19条第 1項第8号に規定する場合) | | (略) | | | |
| 理容所の開設予定年月日 (美容師法施行規則第19条第 1項第9号に規定する場合) | | (略) | | | |
| (略) | | | | | |

改正前

様式第5号 (第4条関係)

| | | | | | |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| (表) | | | | | |
| (略) | | | | | |
| 美容所開設届 (略) | | | | | |
| (略) | | | | | |
| 美容所の所在地 | | | | | |
| (略) | | | | | |
| 管 理 美 容 師 | (略) | (略) | | | |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 美 容 師 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 美 容 師 以 外 の 従 業 員 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | | | | | |
| 理 容 所 の 名 称 (美容師法施行規則第19条第 1項第8号に規定する場合) | | (略) | | | |
| 理容所の開設予定年月日 (美容師法施行規則第19条第 1項第9号に規定する場合) | | (略) | | | |
| 営 業 の 譲 渡 者 の 署 名 (営業の譲渡の場合。営業の譲渡 を証する書類がある場合は不要) | | | | | |

- 添付書類
- 1 (略)
 - 2 美容師につき、結核及び感染性の皮膚疾患の有無に関する医師の診断書及び美容師免許証の写し又は美容師免許証明書
 - 3 管理美容師資格認定講習会修了証書の写し又は修了証明書
 - 4 法人が開設者となる場合は、登記事項証明書
 - 5 (略)

注 1 (略)

2・3 (略)

(裏)

美容所の概要

(略)

- 添付書類
- 1 (略)
 - 2 美容師につき、結核及び感染性の皮膚疾患の有無に関する医師の診断書
 - 3 管理美容師資格認定講習会修了証書の写し又は修了証明書
 - 4 (略)
 - 5 営業を譲り受けた場合にあつては、これを証する書類（個人間の営業の譲渡を除く。）

- 注
- 1 美容師につき、美容師免許証又は美容師免許証明書の原本の確認を受けること。ただし、生前贈与を含む営業の譲渡の場合であつて、美容師に変更がないときは、美容師免許証等の原本の確認を省略できる。
 - 2 法人が開設者となる場合は、登記事項証明書の原本の確認を受けること。
 - 3 (略)
 - 4 生前贈与を含む営業の譲渡の場合、上記1から3までの添付書類及び※欄の事項のうち変更等がない事項については、添付及び記載を省略できる。
 - 5・6 (略)

(裏)

美容所の概要※

(略)

様式第6号 (第4条関係)

美容所開設届出事項変更届
(略)

(略)

- 添付書類 1 当該美容師の免許証の写し又は免許証明書(美容師を雇入れた場合)
2 (略)
3 登記事項証明書(法人の主たる事務所の所在地、名称又は代表者の変更の場合)
4 結核及び感染性の皮膚疾患の有無に関する医師の診断書(美容師を雇い入れ、又は当該疾病にり患し、若しくは治癒した場合)
5 (略)

注 (略)

様式第8号・様式第9号 (略)

様式第6号 (第4条関係)

美容所開設届出事項変更届
(略)

(略)

添付書類 1 (略)

- 2 結核又は感染性の皮膚疾患の有無に関する医師の診断書(美容師を雇い入れ、又は当該疾病にり患し、若しくは治癒した場合)
3 (略)

注 1 美容師を雇入れた場合は、当該美容師の免許証又は免許証明書の原本の確認を受けること。
2 法人の主たる事務所の所在地、名称又は代表者の変更の場合は、登記事項証明書の原本の確認を受けること。
3 (略)

様式第7号・様式第8号 (略)

別記様式第六号の次に次の一様式を加える。

様式第7号（第4条関係）

美容所開設者承継届（譲渡）

年 月 日

広島県知事様

届出者（譲受人） 郵便番号
住 所
電話番号
氏 名
生年月日
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり美容所の開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

| | | |
|-------------|---------------------------------------|------------------|
| 美 容 所 | 名 称 | |
| | 所 在 地 | |
| | 確 認 番 号 及 び 確 認 年 月 日 | 指 令 第 号 年 月 日 |
| 営 業 渡 人 | 氏 名 (法人にあつては、 その名称及び代表者 の氏名) | |
| | 住 所 (法人にあつては、 主たる事務所の所在 地) | |
| 譲 渡 の 年 月 日 | | 年 月 日 |

添付書類 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
2 届出者が法人となる場合は、法人の登記事項証明書
3 届出者が外国人となる場合は、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

注 1 不用の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(旅館業法施行細則の一部改正)

第五条 旅館業法施行細則(昭和五十五年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(営業の許可の申請) 第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一―四 (略)</p> <p>五 申請者が法人の場合にあつては定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書</p> <p>(営業の承継の承認申請) 第六条 省令第一条の三に規定する申請書の様式は、別記様式第五号によるものとする。</p> <p>2 省令第二条に規定する申請書の様式は、別記様式第六号によるものとする。</p> <p>3 省令第三条に規定する申請書の様式は、別記様式第七号によるものとする。</p> <p>4 前三項の申請書には、省令第一条の三第二項、省令第二条第二項又は省令第三条第二項の書類、施設の敷地の周囲百メートル以内の見取図及び譲受人が法人の場合にあつては登記事項証明書を添付しなければならない。</p> <p>(指令書の交付) 第七条 知事は、法第三条第一項の許可をしたときは、別記様式第八号による許可指令書を申請者に交付する。</p> <p>2 知事は、法第三条の二第一項の承認をしたときは別記様式第九号による承認書を、法第三条の三第一項の承認をしたときは別記様式第十号による承認書を、法第三条の四第一項の承認をしたときは別記様式第十一号による承認書を申請者に交付する。</p> <p>(変更等の届出) 第八条 省令第四条の規定による届出は、別記様式第十二号による届出書によつて行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(営業の許可の申請) 第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一―四 (略)</p> <p>五 営業を譲り受けたことを証する書類(営業の譲渡(個人間の譲渡を除く。))の場合)</p> <p>(営業の承継の承認申請) 第六条 省令第二条に規定する申請書の様式は、別記様式第五号によるものとする。</p> <p>2 省令第三条に規定する申請書の様式は、別記様式第六号によるものとする。</p> <p>3 前二項の申請書には、省令第二条第二項又は省令第三条第二項の書類及び施設の敷地の周囲百メートル以内の見取図を添付しなければならない。</p> <p>(指令書の交付) 第七条 知事は、法第三条第一項の許可をしたときは、別記様式第七号による許可指令書を申請者に交付する。</p> <p>2 知事は、法第三条の二第一項の承認をしたときは別記様式第八号による承認書を、法第三条の三第一項の承認をしたときは別記様式第九号による承認書を申請者に交付する。</p> <p>(変更等の届出) 第八条 省令第四条の規定による届出は、別記様式第十号による届出書によつて行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> |

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号 (第4条関係)

(表)

(略)

旅館業営業許可申請書

(略)

| | | | |
|--|-----|----------|------|
| (略) | | | |
| 営業の種別 | (略) | | |
| 旅館業法施行規則第5条第1項各号のいずれかに該当することの有無及びその内容等 | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | | (略) |
| (略) | | | |
| 総客室数 | (略) | | 総定員数 |
| 工事しゅん工予定日 | (略) | 建築確認検査済日 | (略) |
| | | | |

添付書類 1-4 (略)

5 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

注 1・2 (略)

(裏)

構造設備

(略)

改正前

別記様式第1号 (第4条関係)

(表)

(略)

旅館業営業許可申請書

(略)

| | | | |
|--|-----|-----------|-------|
| (略) | | | |
| 営業の種別※ | (略) | | |
| 旅館業法施行規則第5条第1項各号のいずれかに該当することの有無及びその内容等※ | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | | (略) |
| (略) | | | |
| 総客室数※ | (略) | | 総定員数※ |
| 工事しゅん工予定日※ | (略) | 建築確認検査済日※ | (略) |
| 営業の譲渡者の署名 (営業の譲渡の場合。営業の譲渡を証する書類がある場合は不要) | | | |

添付書類 1-4 (略)

5 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し

6 営業を譲り受けた場合にあつては、これを証する書類 (個人間の営業の譲渡を除く。)

注 1 生前贈与を含む営業の譲渡の場合、上記1から4までの添付書類及び※欄の事項のうち変更等がない事項については、添付及び記載を省略できる。

2・3 (略)

(裏)

構造設備※

(略)

別記様式第十号を別記様式第十二号とする。

別記様式第九号中「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に改め、同様式を別記様式第十一号とする。

別記様式第八号中「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に改め、同様式を別記様式第十号とし、同様式の前に次の様式を加える。

様式第9号（第7条関係）

旅館業営業承継承認書

指令 第 号
〈譲受人〉 住所
氏名

〈譲渡人〉 住所
氏名

年 月 日付けで申請のあつた旅館業営業の承継については、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の2第1項の規定によつて、次のとおり承認します。

年 月 日

広島県知事



- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 条 件

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第6号

旅館業営業承継承認申請書(合併・分割) (略)

(略)

旅館業法第3条の3第1項の規定により旅館業営業の承継の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(略)

添付書類 (略)
注 (略)

様式第7号

旅館業営業承継承認申請書(相続) (略)

(略)

旅館業法第3条の4第1項の規定により旅館業営業の承継の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(略)

添付書類 (略)
注 (略)

様式第8号 (略)

改正前

様式第5号

旅館業営業承継承認申請書 (略)

(略)

旅館業法第3条の2第1項の規定により旅館業営業の承継の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(略)

添付書類 (略)
注 (略)

様式第6号

旅館業営業承継承認申請書 (略)

(略)

旅館業法第3条の3第1項の規定により旅館業営業の承継の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(略)

添付書類 (略)
注 (略)

様式第7号 (略)

別記様式第四号の次に次の一様式を加える。

様式第5号（第6条関係）

旅館業営業承継承認申請書（譲渡）

手数料欄

年 月 日

広島県知事様

申請者（譲受人） 郵便番号
住所（法人にあつては、
主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、
名称及び代表者の氏名）
生年月日
電話番号

申請者（譲渡人） 郵便番号
住所（法人にあつては、
主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、
名称及び代表者の氏名）
電話番号

旅館業法第3条の2第1項の規定により旅館業営業の承継の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

| | | | |
|---|---------------------------------------|---------|-------|
| 承継する 営業施設 | 名 称 | | |
| | 所 在 地 | | |
| | 許可指令番号 及び許可年月日 | 指 令 第 号 | 年 月 日 |
| | 営 業 の 種 別 | | |
| 譲 渡 人 | 氏 名 (法人にあつては、 その名称及び代表者 の氏名) | | |
| | 住 所 (法人にあつては、 主たる事務所の所在 地) | 郵便番号 | 電話番号 |
| 譲 渡 の 予 定 年 月 日 | | 年 月 日 | |
| 当該旅館業を承継する譲受人が、旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当する場合にあつては、その内容 | | 有 無 | 有 ・ 無 |
| | | 内 容 | |
| 営業施設の設置場所の周囲100メートルの区域内における旅館業法第3条第3項各号に規定する施設の有無及び該当する場合にあつては、その内容 | | 有 無 | 有 ・ 無 |
| | | 内 容 | |

添付書類 1 施設の敷地の周囲100メートル以内の見取図

2 旅館業の譲渡を証する書類

3 譲受人が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(興行場法施行細則の一部改正)

第六条 興行場法施行細則(昭和五十五年広島県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | 改正後 | 改正前 |
|--|--|-----|
| <p>(営業の許可の申請) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一―四 (略)</p> <p>第五條 (営業の承継の届出) 第五條 法第二条の第二項の規定により営業の譲渡による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第六号による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>一 営業の譲渡が行われたことを証する書類 二 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し</p> <p>2 法第二条の第二項の規定により相続による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第七号による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 法第二条の第二項の規定により合併又は分割による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第八号による届出書に合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該興行場営業を承継した法人の定款又は寄附行為の写しを添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(変更等の届出) 第六条 営業者は、第二条第一項の申請書又は前条第一項から第三項までの届出書に記載した事項を変更したとき又は営業の全部若しくは一部を停止し、若しくは廃止したときは、十日以内に、別記様式第九号の届出書により、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(営業の許可の申請) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一―四 (略)</p> <p>五 営業を譲り受けたことを証する書類(営業の譲渡(個人間の譲渡を除く。))の場合</p> <p>1</p> <p>(営業の承継の届出) 第五條 法第二条の第二項の規定により相続による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第六号による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 法第二条の第二項の規定により合併又は分割による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第七号による届出書に合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該興行場営業を承継した法人の定款又は寄附行為の写しを添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(変更等の届出) 第六条 営業者は、第二条第一項の申請書又は前条第一項若しくは第二項の届出書に記載した事項を変更したとき又は営業の全部若しくは一部を停止し、若しくは廃止したときは、十日以内に、別記様式第八号の届出書により、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> | |

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

別記様式第五号の次に次の一様式を加える。

様式第6号（第5条関係）

興行場営業承継届（譲渡）

年 月 日

広島県知事様

届出者（譲受人） 郵便番号
 住 所
 氏 名
 生年月日
 （法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名）
 電話番号

次のとおり興行場の営業を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定によつて関係書類を添えて届けます。

| | | |
|---------------------|---------------------------------------|-----------------|
| 承継した 営業施設 | 名 称 | |
| | 所 在 地 | |
| | 許可指令番号 及び許可年月日 | 指令 第 号 年 月 日 |
| 営 業 の 譲 渡 の 人 | 氏 名 (法人にあつては、 その名称及び代表 者の氏名) | |
| | 住 所 (法人にあつては、 主たる事務所の所 在地) | 郵便番号 電話番号 |
| 譲 渡 の 年 月 日 | | 年 月 日 |

添付書類 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類

2 届出者が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為の写し

注 1 不要の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第七条 公衆浴場法施行細則(昭和五十五年広島県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(営業の許可の申請) 第二条 (略) 2 (略) 一―五 (略)</p> <p>(営業の承継又は変更等の届出) 第六条 省令第一条の二の規定による届出は、別記様式第七号による届出書によつて行わなければならない。</p> <p>2 省令第二条の規定による届出は、別記様式第八号による届出書によつて行わなければならない。</p> <p>3 省令第三条又は第三条の二の規定による届出は、別記様式第九号による届出書によつて行わなければならない。</p> <p>4 省令第四条の規定による届出は、別記様式第十号による届出書によつて行わなければならない。</p> <p>5 (略)</p> | <p>(営業の許可の申請) 第二条 (略) 2 (略) 一―五 (略)</p> <p>六 営業を譲り受けたことを証する書類(営業の譲渡(個人間の譲渡を除く。))の場合)</p> <p>(営業の承継又は変更等の届出) 第六条 省令第二条の規定による届出は、別記様式第七号による届出書によつて行わなければならない。</p> <p>2 省令第三条又は第三条の二の規定による届出は、別記様式第八号による届出書によつて行わなければならない。</p> <p>3 省令第四条の規定による届出は、別記様式第九号による届出書によつて行わなければならない。</p> <p>4 (略)</p> |

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号（第2条関係）

| | | | |
|-----------------|-----|---------|-----|
| (表) | | | |
| 公衆浴場営業許可申請書 | | | (略) |
| (略) | | | |
| (略) | | | |
| 種 別 | (略) | | |
| (略) | | | |
| 直近公衆浴場の 名 称 | (略) | 直 近 距 離 | (略) |
| 工事しゅん工 予 定 日 | (略) | 予想利用者数 | (略) |
| | | | |
| 添付書類 1-6 (略) | | | |
| 注 1・2 (略) | | | |

| | |
|------|-----|
| (裏) | |
| 構造設備 | (略) |

様式第8号—様式第10号 (略)

改正前

別記様式第1号（第2条関係）

| | | | |
|--|-----|----------|-----|
| (表) | | | |
| 公衆浴場営業許可申請書 | | | (略) |
| (略) | | | |
| (略) | | | |
| 種 別※ | (略) | | |
| (略) | | | |
| 直近公衆浴場の 名 称※ | (略) | 直 近 距 離※ | (略) |
| 工事しゅん工 予 定 日※ | (略) | 予想利用者数※ | (略) |
| 営業の譲渡者の署名（営業の譲渡の場合、営業の譲渡を証する書類がある場合は不要） | | | |
| 添付書類 1-6 (略) | | | |
| 7 営業を譲り受けた場合にあつては、これを証する書類（個人間の営業の譲渡を除く。） | | | |
| 注 1 生前贈与を含む営業の譲渡の場合、上記1から5までの添付書類及び※欄の事項のうち変更等がない事項については、添付及び記載を省略できる。 | | | |
| 2・3 (略) | | | |

| | |
|-------|-----|
| (裏) | |
| 構造設備※ | (略) |

様式第7号—様式第9号 (略)

別記様式第六号の次に次の一様式を加える。

様式第7号（第6条関係）

公衆浴場営業承継届（譲渡）

年 月 日

広島県知事様

届出者（譲受人） 郵便番号
住 所
氏 名
生年月日
〔法人にあつては、主たる事務所の〕
所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号

次のとおり公衆浴場の営業を承継したので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定によつて関係書類を添えて届けます。

| | | |
|------------------|---------------------------------------|-----------------|
| 承継した 営業施設 | 名 称 | |
| | 所 在 地 | |
| | 許可指令番号 及び許可年月日 | 指令 第 号 年 月 日 |
| | 営 業 の 種 類 | |
| 営 業 の 譲 渡 の 人 | 氏 名 (法人にあつては、 その名称及び代表 者の氏名) | |
| | 住 所 (法人にあつては、 主たる事務所の所 在地) | |
| 譲 渡 の 年 月 日 | | 年 月 日 |

添付書類 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
2 届出者が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為の写し
注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第八条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成三年広島県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(食鳥処理事業者の地位承継の届出) 第五条 (略)</p> <p>一 譲渡、相続、合併又は分割の事実を証する書面</p> <p>二 (略)</p> | <p>(食鳥処理事業者の地位承継の届出) 第五条 (略)</p> <p>一 相続、合併又は分割の事実を証する書面</p> <p>二 (略)</p> |

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第5号 (第5条関係)

食鳥処理事業承継届
(略)

食鳥処理事業者の地位を譲渡・相続・合併・分割により承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

| | | |
|------------------|------------------|-------|
| (略) | | |
| 許可年月日及び番号 | (略) | |
| 譲渡 | 譲渡人住所 氏名 | |
| | 譲渡人との間柄 | |
| (略) | | |
| 法人の合併又は分割前に | (略) | (略) |
| | (略) | (略) |
| | (略) | (略) |
| | (略) | (略) |
| | (略) | (略) |
| | 代表者の氏名 | _____ |
| 譲渡、相続、合併又は分割の年月日 | _____年____月____日 | |
| (略) | | |

添付書類

- 1 (略)
 - 2 譲渡、相続、合併又は分割の事実を証する書面
 - 3 (略)
- 備考 (略)

改正前

様式第5号 (第5条関係)

食鳥処理事業承継届
(略)

食鳥処理事業者の地位を相続・合併・分割により承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

| | | |
|---------------|------------------|------------------|
| (略) | | |
| 許可年月日及び番号 | (略) | |
| | | |
| | | |
| (略) | | |
| 法人の合併又は分割前に | (略) | (略) |
| | (略) | (略) |
| | (略) | (略) |
| | (略) | (略) |
| | (略) | (略) |
| | 代表者の氏名 | _____年____月____日 |
| 相続、合併又は分割の年月日 | _____年____月____日 | |
| (略) | | |

添付書類

- 1 (略)
 - 2 相続、合併又は分割の事実を証する書面
 - 3 (略)
- 備考 (略)

(広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則)

第九条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年広島県規則第十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|------------|--|------------|
| <p>(市町が処理する事務の範囲) 第二条 (略)</p> | | <p>(市町が処理する事務の範囲) 第二条 (略)</p> | |
| <p>一の特 例条例第 二条の表 の第四号 の五(13)に 規定する 旅館業法 の施行に 係る事務 のうち、 規則に基 づく事務 であつて 別に規則 で定める もの</p> | <p>(略)</p> | <p>一の特 例条例第 二条の表 の第四号 の五(12)に 規定する 旅館業法 の施行に 係る事務 のうち、 規則に基 づく事務 であつて 別に規則 で定める もの</p> | <p>(略)</p> |

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年十二月十三日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)

2 施行日において現にこの規則による改正前の各規則の様式でしている申請その他手続は、この規則による改正後の各規則の様式による申請その他手続とみなす。